

一般乗用旅客自動車運送事業

(1人1車制個人タクシーを除く。)

経営許可申請書作成の手引き

一般乗用旅客自動車運送事業の許可は、道路運送法第6条の許可基準並びに各地方運輸局において示している「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可及び認可等の申請に関する審査基準について」(公示)の要件に適合していることが必要です。

許可申請書の記載事項及び添付書類は、道路運送法第5条、道路運送法施行規則第4条第8項及び第6条に規定されています。

この手引きは、青森運輸支局、岩手運輸支局、宮城運輸支局(仙台市に限る)及び秋田運輸支局(秋田市に限る)管内において許可申請する場合の記載要領としてまとめたものです。

東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課

〒983-8537

仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎(6階)

TEL022-791-7530/FAX299-0940

申請書作成にあたっての注意事項

○ 提出先及び提出部数

① 提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。

(青森県) 青森運輸支局 輸送・監査部門 TEL017-739-1502

(岩手県) 岩手運輸支局 輸送・監査部門 TEL019-638-2155

(宮城県) 宮城運輸支局 輸送・監査部門 TEL022-235-2517

(秋田県) 秋田運輸支局 輸送・監査部門 TEL018-863-5813

② 提出部数は、東北運輸局及び営業所を管轄する運輸支局、各1部(正・副)です。

(申請者は申請者控え用として一部)

【本通を東北運輸局用に、その写しを関係運輸支局・申請者控え用として作成して下さい。】

○ 申請書様式

申請書は、A4版縦・横書き・左とじにして下さい。

○ 法令試験

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」(平成14年7月1日付け公示第38号)に基づき行います。

東北運輸局長 殿

郵便番号
住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先 電話番号(担当者氏名)

印

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)経営許可申請書

この度、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)を経営したいので、許可願いたく道路運送法第5条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 経営しようとする事業の種別

一般乗用旅客自動車運送事業

3. 事業計画 等

【別紙1】のとおり

〈申請書の作成にあたっての留意点〉

1. 申請者の概要欄(申請書 上段)の記載について

(1)申請者住所

既存法人の場合は登記事項証明書(登記簿謄本)上の本社所在地を、設立法人の場合は定款上の本社所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。

(2)申請者名・代表者氏名

法人の場合は商号(法人名)及びその代表者氏名(設立法人の場合は設立発起人等の氏名)及び役職を、個人の場合は氏名及び屋号を記入して下さい。

2. 事業の種別

「一般 乗用 旅客自動車運送事業」

事業計画等

1. 営業区域

2. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

①主たる事務所

名称	位置

②営業所

名称	位置	面積	自己所有・借入の別	備考
営業所		m ²	所有・借入	
		m ²	所有・借入	

3. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数

種別	一般車両			特殊車両			合計
	特大	大型	普通	特大	大型	普通	
営業所							両
営業所							両
合計	両	両	両	両	両	両	両

*種別は、一般車両(一般の需要に応じることができる事業用自動車)及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)及び運賃適用車種区分の別とする。

*事業用自動車の明細は【別紙1-2】のとおり。

4. 自動車車庫の名称及び位置並びに収容能力

営業所名	車庫名称	位置	収容能力	自己所有・借入の別	営業所からの距離
営業所			m ²	所有・借入	km
			m ²	所有・借入	km
営業所			m ²	所有・借入	km
			m ²	所有・借入	km

5. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の位置及び面積

営業所名	位置	面積	自己所有・借入の別	併設の別
営業所		m ²	所有・借入	営業所・車庫
営業所		m ²	所有・借入	営業所・車庫

〈事業計画等【別紙1、1-2】の作成にあたっての留意点〉

1. 営業区域

営業所を設置する営業区域を記載して下さい。

なお、営業区域については、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」(平成29年9月1日付け公示第38号)において定められております。

2. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

①主たる事務所について

主たる事務所の位置は、住所(法人にあっては登記事項証明書(登記簿謄本)上の本社所在地、個人の場合は住民票上の住所)と同一である必要はありません。通常営業所が1カ所の場合は、主たる事務所と営業所は同一ですが、営業所とは別に運送事業の経営管理を行う場所がある場合は、その場所が主たる事務所の位置となります。

②営業所について

- ・名称は、一般的に営業所が1カ所であれば本社(個人の場合本店)営業所と記入することとなります。
- ・位置は、営業区域内に設置することが必要です。
- ・土地、建物について3年以上の使用権原を有するものであること。(自己所有の場合は登記事項証明書(登記簿謄本)、借入の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸契約書(写)の添付が必要)

3. 営業所ごとに配置する事業用自動車の数等について

①営業所ごとに事業用自動車の数及びその種別ごとの数を記入して下さい。

②事業用自動車の明細【別紙1-2】

- ・車種区分欄には、運賃適用車種区分を記入して下さい。
- ・車体の形状欄には、セダン型、回転イス、スロープ等と記入して下さい。
- ・車両の諸元(長さ・幅・高さ・総排気量)はカタログ等を参考に記入して下さい。
- ・備考欄には、その他参考となる事項を記入して下さい。

※車種によっては、事業用自動車としての保安基準に適合しない場合がありますので、事前に販売店、メーカー等へ確認して下さい。尚、原則として、2ドアのタクシー車両は禁止です。

③運行管理者は、営業所が運行を管理する事業用自動車の数に40で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数の運行管理者を選任しなければなりません。

4. 自動車車庫の位置及び収容能力について

①名称は、一般的に車庫が1カ所であれば本社(個人の場合本店)車庫と記入することとなります。

②位置は、原則として営業所に併設されているものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所から直線で2km以内の営業区域内にあって、運行管理をはじめとする管理が十分可能であり、営業所と常時密接な連絡ができる体制にあること。

③土地・建物について3年以上の使用権原を有するものであること。(自己所有の場合は登記事項証明書(登記簿謄本)、借入の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸契約書(写)の添付が必要)

④計画車両に見合った収容能力を計画すること。

5. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設について

①位置は、原則として営業所又は自動車車庫に併設されているものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所及び自動車車庫のいずれから直線で2kmの範囲内にあること。

②土地・建物について3年以上の使用権原を有するものであること。(自己所有の場合は登記事項証明書(登記簿謄本)、借入の場合は契約期間が概ね3年以上の賃貸契約書(写)の添付が必要)

添 付 書 類

1. 事業用自動車の運行管理等の体制を記載した書面
 - イ. 管理運営体制図【別紙2】
 - ロ. 運行管理規程
 - ハ. 運行管理者の資格要件を証する書類(資格者証及び雇用契約書等)
 - ニ. 整備管理者の資格要件を証する書類(資格者証及び雇用契約書等)
 - ホ. 運転者の雇用契約書等及び運転免許証の写し
 - ヘ. 乗務割の計画を記載した書面
 - ト. 指導要領
2. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳【別紙3】
 - 資金の調達方法を記載した書面【別紙3-2】
 - ・残高証明書等
 - 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳の詳細【別紙3-3、3-4】
3. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
 - イ. 施設(営業所・車庫・休憩、仮眠又は睡眠のための施設等)の案内図・見取図・平面図(寸法記入)
 - ロ. 施設の使用権限を証する書面
 - ・自己所有—登記事項証明書(登記簿謄本)
 - ・借 入—契約期間が3年以上の賃貸借契約書の写し
 - ハ. 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書【別紙4】
 - ニ. 車庫前面道路の道路幅員証明書(前面道路が国道の場合は不要)
4. 計画する事業用自動車の使用権限を証する書面
 - ・自己所有—自動車検査証の写し
 - ・購 入—売買契約書又は見積書等
 - ・リ ー ス—リース契約書等
5. 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(登記簿謄本)
 - ロ. 最近の事業年度における貸借対照表
 - ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書
6. 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
 - イ. 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為
 - ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ. 設立しようとする法人が株式会社であるときは、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
7. 法人格なき組合にあつては、次に掲げる書類
 - イ. 組合契約書の写し
 - ロ. 組合員の資産目録
 - ハ. 組合員の履歴書
8. 個人にあつては、次に掲げる書類
 - イ. 資産目録
 - ロ. 戸籍抄本
 - ハ. 履歴書
9. 法第7条(欠格事由)各号及び「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」(平成29年9月1日付け公示第38号)1.(10)法令遵守③各号のいずれにも該当しない旨を証する書類【別紙5】
10. 社会保険加入義務者が社会保険等に加入する計画があることを証する書面
※(健康保険・厚生年金保険)新規適用届及び労働保険・保険関係成立届の写し又は宣誓書【別紙6】
11. 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済の見積書等の写し

〈作成にあたっての留意点〉

1. 添付書類を綴じていく際に、この目次の順番に従って下さい。
2. 目次の5. 6. 7. 8. については、該当する項目の書類を添付して下さい。
3. 1～11のうち、添付した書類について確認の上、口欄にチェックを入れて下さい。

管理運営体制

専従役員()

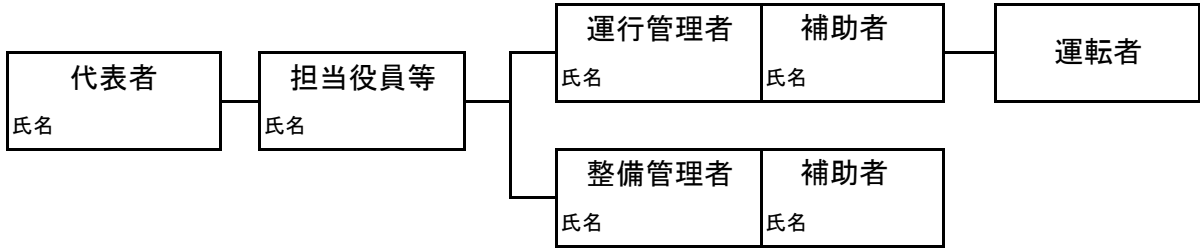
1. 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 _____名 確保予定人員 _____名 運転者数合計 _____名

※ 1車1人制(両・ 人) 2車3人制(両・ 人)

1車2人制(両・ 人) 3車4人制(両・ 人)

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



3. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	
点呼実施者	

運行前点検実施場所	
運行前点検実施者	

※営業所と車庫が併設されていない場合

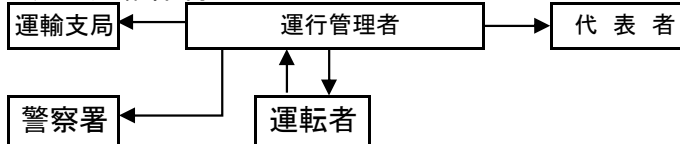
営業所と車庫間の連絡方法と距離		m
-----------------	--	---

4. 事故防止についての教育及び指導体制並びに事故の処理及び報告の体制

(1)事故防止に関する指導教育方法及び計画

研修・講習会等の開催予定 年間__回

(2)事故処理連絡体制



5. 苦情処理体制

苦情処理 責任者 氏名 _____

苦情処理 担当者 氏名 _____

6. 指導主任者

指導主任者 氏名 _____

7. 乗務割の計画

拘束時間	
1ヶ月	時間
1日	時間

運転時間	
2日平均1日当り	時間
2週平均1週当り	時間

休息期間	
勤務と勤務の間	時間

〈管理運営体制【別紙2】の作成にあたっての留意点〉

1. 運転者数は、既に雇用している場合は確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員にそれぞれ記入して下さい。
2. 運行管理者等の氏名を申請者の事業運営の実状に見合うように(1営業所のケースを示しています。)、指揮命令系統図に記入して下さい。(運行管理規程を定めて下さい。)
なお、運行管理者については、営業所ごとに配置する事業用自動車の数により義務づけられる常勤の有資格(配置する事業用自動車の数が5両以上の場合)の運行管理者(事業用自動車の数に40で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数)を選任しなければなりません。
また、整備管理者についても、同様に営業所ごとに有資格の整備管理者を選任しなければなりません。
3. 点呼等の体制については、点呼・点検の実施者及び場所をそれぞれの欄に記入して下さい。(通常は乗務員への点呼実施者は、運行管理者で実施場所は、営業所となり、自動車の点検は、自動車車庫で運転者が行います。)連絡方法欄に営業所と車庫が併設されている場合は「併設」と、併設されていない場合は、営業所と車庫の直線距離を記載し、常時密接な連絡がとれる具体的方法を記入して下さい。(例:一般電話・携帯電話等)
4. 事故防止等の体制については、次により記入して下さい。
 - (1)交通安全等の研修・講習会等の開催予定回数を記入して下さい。
 - (2)旅客サービス等の研修・講習会等の開催予定回数を記入して下さい。
5. 苦情処理については、苦情処理責任者・担当者名を記入して下さい。
6. 指導主任者等の氏名を記入して下さい。
(指導要領を定めて下さい。)
7. 乗務割の計画については、次により記入して下さい。
 - (1)拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間。
 - (2)休息期間とは、勤務と次の勤務との時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として労働者にとって全く自由な時間。

1. 所要資金及び事業開始に要する資金の内訳

項 目		所 要 資 金 額	事業開始当初に要する資金	備 考
(イ) 車両費	取得価格(含未払金)	円	(一括の場合左欄と同額、分割の場合 頭金及び2ヶ月分の賃借料) 円	[一 括] 現金 円、未払金 円 [分 割] 頭金 円、月額 円
	(1年分)	円	(2ヶ月分) 円	[リース料] 月額 円
(ロ) 土地費	取得価格(含未払金)	円	(一括の場合左欄と同額、分割の場合 頭金及び2ヶ月分の賃借料) 円	[一 括] 現金 円、未払金 円 [分 割] 頭金 円、月額 円
	(1年分)	円	(2ヶ月分) 円	[賃貸料] 月額 円
(ハ) 建物費	取得価格(含未払金)	円	(一括の場合左欄と同額、分割の場合 頭金及び2ヶ月分の賃借料) 円	[一 括] 現金 円、未払金 円 [分 割] 頭金 円、月額 円
	(1年分)	円	(2ヶ月分) 円	[賃貸料] 月額 円
(ニ) 機械器具及び什器備品		取得価格(含未払金)	(左欄と同額) 円	[一 括] 現金 円、未払金 円
(ホ) 運 送 資 金	人件費	円		(2ヶ月分)
	燃料油脂費	円		(2ヶ月分)
	修繕費	円		(2ヶ月分)
	その他経費	円		(2ヶ月分)
	管理経費	円		(2ヶ月分)
	その他経費	円		(2ヶ月分) 旅費、備品・消耗品費、水道・光熱費、広告宣伝費 等
小 計		円	(左欄と同額) 円	
(ヘ) 保 險 料 等	自賠責保険料	円		(1年分) 円 × 両
	任意保険料	円		(1年分) 円 × 両 [対人 万円・対物 万円・搭乗者 万円]
	自動車重量税	円		(1年分) 円 × 両
	自動車税	円		(1年分) 円 × 両
	環境性能割	円		(金額) 円 × 両
	登録免許税	30,000 円		
小 計		円	(左欄と同額) 円	
(ト) その他創業費等		円	(左欄と同額) 円	(金額) 看板、広告宣伝費 等
合 計		円	円	
50%相当額		円		円未満切り上げ
自己資金額		「50%相当額」を上回ること 円	「合計」額を上回ること 円	

※備考欄には、内訳等を適宜記載すること。

運転資金（ホ）算出明細書（円未満切り上げ）

項目		金額	明細				
運送費	人件費	円	運転手	月額	円×2ヶ月×	人=	円
				月額	円×2ヶ月×	人=	円
				月額	円×2ヶ月×	人=	円
			運行管理者	月額	円×2ヶ月×	人=	円
			整備管理者	月額	円×2ヶ月×	人=	円
				月額	円×2ヶ月×	人=	円
		円	円	年間	回支給、給与1ヶ月分の	ヶ月分×2/12ヶ月	
		円	円	給与、手当、賞与の13%を見込む			
		円	円	給与、手当、賞与の2%を見込む			
		円	円				
		円	円	下記燃料油脂費明細による			
	修繕費	外注修繕費	円	1両月額	円×2ヶ月×	両	
自家修繕費・部品費		円	1両月額	円×2ヶ月×	両		
タイヤ・チューブ費		円	年間	本使用、（1本	円×	本）×2/12ヶ月	
		円					
	円	円	通信費、交通費等	月額	円×2ヶ月		
	円	円	人件費、燃料油脂費、修繕費、その他経費の合計				
管理経費	役員報酬	円	月額	円×2ヶ月			
	給与	円	事務員	月額	円×2ヶ月×	人=	円
	手当	円	事務員	月額	円×2ヶ月×	人=	円
	賞与	円	事務員	人	回支給、給与1ヶ月分の	ヶ月分×2/12ヶ月	
	法定福利費	円	役員報酬、給与、手当、賞与の13%を見込む				
	厚生福利費	円	役員報酬、給与、手当、賞与の2%を見込む				
		円					
	円	円	光熱費、雑費等	月額	円×2ヶ月		
	円	円	人件費、その他経費の合計				

1両当たり年間走行キロ	1両当たり走行キロ	1両当たり年間使用量 (リットル)	燃料単価	車両数				
キロ	キロ	リットル	円	両	リットル×	円×	両=	円
キロ	キロ	リットル	円	両	リットル×	円×	両=	円
キロ	キロ	リットル	円	両	リットル×	円×	両=	円

燃料油脂費明細

年間燃料費（A）	円
年間油脂費（油脂費は燃料費の3%として計算）（B）（A×0.03）	円
年間燃料油脂費（C）（A+B）	円
1ヶ月分の燃料油脂費（D）（C/12ヶ月）	円
2ヶ月分の燃料油脂費（E）（D×2）	円

	品名	数量	単価	合価	摘要	備考
機械器具費	ジャッキ	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	注油器	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	ホイールナットレンチ	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	輪止め	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	巻き尺	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	タイヤゲージ	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	タイヤデプスゲージ	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	点検灯	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	スパナ	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	ソケットレンチ	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	プラグレンチ	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	プライヤー	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	ペンチ	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	ねじ回し	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	運賃メーター器等	式	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	無線設備	式	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	アルコール検知器	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	自動体外式除細動器	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	小計			円		
	消費税			円		
合計			円			
什器備品費	品名	数量	単価	合価	摘要	備考
	事務机	基	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	椅子	脚	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	書庫	基	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	ロッカー	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	金庫	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	応接セット	式	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	寝具	式	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	電話機	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	ファクシミリ	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	消火器	個	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	冷暖房器具	式	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	テレビ	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	黒板	台	円	円	許可後購入 ・ 既所有	
	小計			円		
	消費税			円		
合計			円			
合計			円	機械器具費、什器備品費の合計		

※ 摘要欄は「許可後購入」・「既所有」の別を、○で囲む、あるいは削除する等で明示してください。
 使用しない物品については、摘要欄はそのまま備考欄に「使用しない」と書いてください。

〈所要資金及び事業開始に要する資金の内訳【別紙3】の作成にあたっての留意点〉

1. 所要資金額

(イ) 車両費

車両費については、車両購入・自動車リース契約の2種類のケースがありますので、それぞれ項目を分けて計上して下さい。なお、既に所有している車両については、取得価格から除くことが出来ます。

- ・車両購入の場合は、取得価格(割賦未払金を含みます。)
- ・リース契約の場合は、リース料の1年分を計上して下さい。なお、リース車両、リース料に保険料・賦課税等が含まれている場合は、別途計上する必要はありません。
- ・所有している場合は、「0円」と記入して下さい。

(ロ) 土地費

車庫などの事業用施設に係る土地の取得費又は賃貸料については、取得の場合は取得価格、賃貸の場合は1年分の賃貸料及び敷金等を計上して下さい。

(ハ) 建物費

営業所、仮眠又は睡眠のための施設等の取得費又は賃貸料については、取得の場合は取得価格、賃貸の場合は1年分の賃貸料及び敷金等を計上して下さい。

(ニ) 機械器具・什器備品

日常点検に必要な工具やタクシーメーター等の取得価格を計上して下さい。
別紙3-4を活用下さい。

(ホ) 運転資金

各項目ごとに2ヶ月分を計上して下さい。
別紙3-3を活用下さい。

(ヘ) 保険料等

計画車両にかかる保険料等を確認のうえ1年分の保険料等を計上して下さい。

(ト) その他創業費等

許可後必要となるであろう費用を計上して下さい。
(広告宣伝費、看板代、車両購入に係る雑費、車体ペイント代、各種台帳類の整備など)

2. 事業開始当初に要する資金

(イ) 車両費

- ・一括購入の場合は、全額を計上して下さい。
- ・割賦購入の場合は、頭金及び割賦支払額の2ヶ月分を計上して下さい。
- ・リース契約の場合は、リース料の2ヶ月分を計上して下さい。
- ・所有している場合は、「0円」と記入して下さい。

(ロ) 土地費

- ・一括購入の場合は、全額を計上して下さい。
- ・割賦購入の場合は、頭金及び割賦支払額の2ヶ月分を計上して下さい。
- ・賃貸契約の場合は、賃貸料の2ヶ月分及び敷金等を計上して下さい。
- ・所有している場合は、「0円」と記入して下さい。

(ハ) 建物費

- ・一括購入の場合は、全額を計上して下さい。
- ・割賦購入の場合は、頭金及び割賦支払額の2ヶ月分を計上して下さい。
- ・賃貸契約の場合は、賃貸料の2ヶ月分及び敷金等を計上して下さい。
- ・所有している場合は、「0円」と記入して下さい。

(ニ) 機械器具・什器備品

所要資金と同額を計上して下さい。

(ホ) 運転資金

所要資金と同額を計上して下さい。

(ヘ) 保険料等

所要資金と同額を計上して下さい。

(ト) その他

所要資金と同額を計上して下さい。

2. 資金の調達方法

(1) 法人の場合

項目	既存法人	設立法人	出資者名	出資金額
資本金				
剰余金等				
増資資本金				
合計				

項目	申請事業充当額
現金預金	
その他流動資産	
調達資金合計(自己資金額)	

(2) 個人の場合

金融機関名	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在の預貯金額
合計(自己資金額)			

〈2. 資金の調達方法【別紙3-2】の作成にあたっての留意点〉

- 法人の場合
資本金、剰余金等を記載してください。
直近の貸借対照表を参考に記載してください。
- 個人の場合
「(2)申請人が個人の場合」の表に資産目録の預貯金等に係るものを記載してください。
- 自己資金額
 - ・ 現金預金
申請時の残高証明等による預貯金の額を記載してください。
残高証明書(原本)(証明書が複数になる場合には同一年月日現在のもの。)、若しくは預貯金通帳等の銀行名、支店名、口座番号、残高がわかる写しを添付してください。
なお、同金額は申請時時点及び処分までの適宜の時点で確保されていることが必要です。
 - ・ その他流動資産(法人の場合に限る。)
その他流動資産を自己資金として充当する場合には、通常決算期における貸借対照表を添付する他に、申請日直近の見込み貸借対照表を添付することにより、「資産の部」の中の「その他流動資産(現金預金を除く)」を計上することが出来ます。
- ※ 自己資金額は、事業開始に要する資金「所要資金額合計」の50%以上、かつ、「事業開始当初資金」の100%以上が必要です。

東北運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所・自動車車庫・仮眠又は睡眠のための施設については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所 :

名 称 :

氏名又は代表者氏名 :

印

東北運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 道路運送法 第7条(欠格事由)各号の規定に該当致しません。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」(平成29年9月1日付け公示第38号)の1.(10)法令遵守③の点で問題ありません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所:

氏 名:

印

生年月日: 大正・昭和・平成 年 月 日生

※申請者が、法人である場合は登記されている役員全員分が必要。
なお、印については、役員の個人印を押印すること。

東北運輸局長 殿

宣 誓 書

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の基準について」(平成29年9月1日付け公示第38号)の1.
(10)法令遵守②に規定する社会保険等加入義務者が社会保険等に参加することを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所 :

名 称 :

氏名又は代表者氏名 :

印